

議案第19号

豊岡市立学校職員の事務処理誤り等の公表基準に関する要綱制定について

豊岡市立学校職員の事務処理誤り等の公表基準に関する要綱を次のとおり定める。

令和8年8月27日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

(理由)

市教育行政の透明性の確保及び公表に係る事務の効率化を図るため。

豊岡市教育委員会告示第 号

豊岡市立学校職員の事務処理誤り等の公表基準に関する要綱を次のように定める。

令和8年 月 日

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

豊岡市立学校職員の事務処理誤り等の公表基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊岡市立学校に勤務する県費負担教職員（以下「職員」という。）の事務処理誤り等が発生した場合の公表の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務処理誤り等 事務処理誤り、個人情報漏えい及び職員の非違行為をいう。
- (2) 事務処理誤り 次に掲げる要件を全て満たす事象をいう。
 - ア 事務処理における確認不十分、不注意等を主たる原因とする所期の目的と異なる結果を生起させた事象
 - イ 手順を定めて遵守することにより、防止が可能である事象
 - ウ 児童、生徒又は保護者に影響を与え、又は与えるおそれのある事象
- (3) 職員の非違行為 次に掲げる行為をいう。
 - ア 公金の着服、接遇上の暴力等の職務上の犯罪行為
 - イ 職務上又は職務外における法令違反等により市の信頼を失墜させる行為

(公表の区分)

第3条 事務処理誤り等の公表は、別表の公表区分に応じて行うものとする。ただし、事務処理誤り等が次の各号のいずれかに該当するときは、公表しない。

- (1) 公表することが児童、生徒、保護者又は関係者等に不利益をもたらすおそれがあるとき。
- (2) 公表することが捜査、裁判等に支障をきたすおそれがあるとき。
- (3) その他非公表とすることに相当の理由があると認められるとき。

(公表の方法)

第4条 事務処理誤り等の公表は、報道関係者への記者発表又は資料提供及び豊岡市ホームページへの掲載により行うものとする。

（個別公表の時期）

第5条 個別公表は、原則として当該事務処理誤り等の内容に応じて、学校長が事務処理誤り等があったことを認識した日から11日以内に速やかに行うものとする。

（一括公表の時期）

第6条 一括公表は、原則として毎月15日に、前月末日までに判明したものを取りまとめて行うものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事務処理誤り等の公表に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公表区分	公表の要件
個別公表	(1) 10人以上の個人情報の漏えいがあったとき。 (2) 特に秘匿性の高い個人情報の漏えいがあったとき。 (3) 被害の拡大又は二次被害のおそれがあるとき。 (4) 児童、生徒又は保護者に不利益を与えるおそれがあるとき。 (5) 児童、生徒又は保護者の生命若しくは身体に影響を与えた又は与えるおそれがあるとき。 (6) 児童、生徒又は保護者に速やかな注意喚起が必要なとき。 (7) 著しく不適切な事務処理があったとき。 (8) 職員に重大な非違行為があり、刑罰の対象となるおそれがあるとき。 (9) その他教育委員会が公表すべきと判断したとき。
一括公表	個別公表の要件に該当しないもの

事務処理誤り等に関する対応状況について（一括公表）

※ 個別公表したものは含みません。

No	発生日 (判明日)	発生事案 (事由)	学校名	概要	個人情報の漏えい の有無	対応状況	再発防止策	問合せ先 電話番号
記入 例	XXXX.XX.XX	事務処理誤り	■■学校	家庭環境調査票の記入漏れがあったため、補正のため 児童経由で当該家庭に再配布した際、誤って他の家庭の 調査票を配布したもの	有	各家庭を訪問し謝罪を行い、調査票を回収した。回収 後、各家庭に当該家庭分の調査票を持参し補正を依頼し た。	配布前に内容を確認するとともに、個人情報を含むも のについては児童とも確認を行うこととした。 また、誤配布・配布漏れを防ぐため、回収リストを作 成した。	0796-XX-XXXX

議案第20号

豊岡市社会教育・生涯学習人材バンク運営事業実施要綱の一部を改正
する要綱制定について

豊岡市社会教育・生涯学習人材バンク運営事業実施要綱の一部を改正する要綱を
次のように定める。

令和8年8月27日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

(理由)

豊岡市社会教育・生涯学習人材バンクの講師登録者を幅広く受け入れることにより、事業の活性化を図る。

豊岡市教育委員会告示第 号

豊岡市社会教育・生涯学習人材バンク運営事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 月 日

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

豊岡市社会教育・生涯学習人材バンク運営事業実施要綱の一部を改正する要綱

豊岡市社会教育・生涯学習人材バンク運営事業実施要綱（令和 8 年豊岡市教育委員会告示第 2 号）の一部を次の表のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付した部分のように改正する。

改正前	改正後
（登録要件） 第 2 条 人材バンクに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) [略] (2) 市内に居住、通勤若しくは通学する<u>おおむね18歳以上の個人</u>又は市内に活動拠点を有する団体 (3) [略]	（登録要件） 第 2 条 人材バンクに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) [略] (2) <u>原則として</u>市内に居住、通勤若しくは通学する個人又は市に活動拠点を有する団体 (3) [略]

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

報告第19号

但東地域小中一貫校等開設準備委員会委員の委嘱について

但東地域小中一貫校等開設準備委員会設置要綱に基づき、委員を委嘱したので報告する。

令和8年8月27日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

但東地域小中一貫校等開設準備委員会委員名簿

(敬称略/順不同)

No.	区分	氏名	所属等
1	地域団体の代表者	山本 勉	資母地区区長会
2		酒井 洋	資母まちづくり協議会
3		谷垣 洋一郎	コミュニティあいはし
4		判田 明夫	合橋地区区長会
5		大田和 弘朗	コミュニティたかはし
6		福田 春彦	高橋地区区長会
7	児童、生徒又は幼児の保護者	森井 正伸	但東中学校PTA
8		能勢 明宏	但東中学校PTA
9		今本 翔	資母小学校PTA
10		太田 泰智	資母小学校PTA
11		井上 剛	合橋小学校PTA
12		中尾 裕次	合橋小学校PTA
13		太田 源一	資母認定こども園保護者会
14		松岡 千尋	合橋認定こども園保護者会
15	学校園の職員	北川 尚宏	但東中学校長
16		田中 博樹	資母小学校長
17		森本 淳一	合橋小学校長
18		多田 光美	資母認定こども園長
19		嶋田 美奈子	合橋認定こども園長
20	関係行政機関の職員	大岸 勝也	市但東振興局地域振興課長

報告第20号

寄附物件の受納について

下記のとおり寄附物件の申出があり、これを受納したので報告する。

令和8年8月27日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

記

No.	施 設 名	物 件 名	数量	金 額	受 納 日	寄 附 者	
1	日高東中学校	紀行記「アジア自転車の旅No.2」	1 冊	1,980 円	2026年7月10日	個人	〒669-5354 豊岡市日高町観音寺830-1 澁谷 義人
2	日高西中学校		1 冊	1,980 円	2026年7月17日	個人	
3	福住小学校	カーテン	15 点	466,730 円	2026年6月12日	団体	〒668-0263 豊岡市出石町福住209 福住幼・小PTA
4	豊岡市教育委員会	現金	-	1,000,000 円	2026年7月24日	団体	〒668-0047 豊岡市三坂町5番9号 株式会社 金下工務店 代表取締役 金下 幸嗣
5	竹野学園	ステージ看板	1 枚	132,000 円	2026年7月27日	団体	〒668-0047 豊岡市三坂町5番9号 株式会社 金下工務店 代表取締役 金下 幸嗣
		立て看板	1 枚				
合計				1,602,690 円			(団体：3件、個人：2件)

